

1 趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律は、政令で「特定非常災害」として指定された著しく異常かつ激甚な非常災害の被害者について、各行政機関の告示により、行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置等を行うことができる旨規定している。

本日、平成28年熊本地震による災害を特定非常災害として指定する「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定されたところ、国家公安委員会所管の法令について、被害者の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置をとること等を告示するもの。

(参考) 過去の告示の例

平成16年新潟県中越地震及び東日本大震災の2件

2 国家公安委員会告示(案)の概要

(1) 対象地域

災害救助法の適用地域(4月27日現在、熊本県全域が対象地域)

(2) 対象となる権利利益

- ・ 運転免許証の有効期間の延長(道交法)
- ・ 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長(銃刀法)
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長(犯罪被害者支援法) 等

(3) 延長後の満了日

平成28年9月30日(政令で定める延長期日まで)

3 今後の予定

政令の公布に合わせて官報掲載

1 概要

古物商が古物の買受け等を行う際の相手方の真偽の確認方法として、以下の方法を追加するため、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の一部を改正するもの。

(1) 電子タブレット等に手書きで署名させる方法

現行では、古物商等の面前で文書に署名させる方法を認めているところ、電子タブレット等に手書きで署名させる方法も認めるべきとの指摘があったこと等を踏まえ、同方法も認めることとする。

【参考】「規制改革ホットライン」に寄せられた提案(平成26年10月14日受付)(抄)

古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めるべきである。

(2) 公的個人認証法に基づく電子署名を活用する方法

現行では、電子署名法に基づく電子署名を活用する方法を認めているところ、マイナンバー制度の開始に伴い公的個人認証法に基づく電子署名が民間取引でも活用できるようになったこと等を踏まえ、同法に基づく電子署名を活用する方法も認めることとする。

【参考】「規制改革ホットライン」に寄せられた提案(平成27年10月30日受付)(抄)

2016年1月からマイナンバー制度が開始されることから、マイナンバーを活用するなどより簡易な本人確認措置をご検討いただきたい。

2 意見の募集結果

規則案について、平成28年3月11日から4月9日までの間、意見公募手続を実施したところ、4件の御意見が寄せられた。頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

3 今後の予定

平成28年5月2日（月） 公布・施行

1 地震の概要

4月14日（木）午後9時26分 震度7 熊本県（益城町）
4月16日（土）午前1時25分 震度7 熊本県（益城町、西原村）

2 人的被害の状況（4月28日午前7時現在）

死者 49人（発見場所別 益城町20人、南阿蘇村15人、
西原村5人、熊本市4人、嘉島町3人、御船町1人、
八代市1人）

3 体制

熊本県警察 本部長以下2,200人体制
警察災害派遣隊 39都府県（累積）
最大派遣時 2,706人（4月19日）、延べ19,136人（4月27日午前7時
現在）

4 捜索救助活動

- ・ 南阿蘇村（高野台団地）で土砂に埋もれた家屋等の捜索救助活動
- ・ 南阿蘇村の国道57号線崩落現場（阿蘇大橋付近）の捜索救助活動
→ 南阿蘇村で発災以降15人発見（4月21日以降では25日に1人）

5 交通対策

- ・ 通行止めの九州自動車道のう回路である3号線等での渋滞緩和対策
- ・ 不要不急の車利用の抑制、渋滞緩和のためのルートの広報
- ・ 主要交差点での交通整理、交通誘導等
- ・ 政府による支援物資の搬送について、18～22日の間、合計57台を白バイ・パトカーが先導（交通状況の改善により22日に終了）
- ・ 九州自動車道における物資輸送車両等の誘導

6 被災者支援活動

- ・ 移動交番車の活用、他都県から派遣された女性警察官等により、避難所における防犯指導、相談対応等を実施
- ・ 他県からの派遣パトカー等により、被災（不在）家屋における盗難防止パトロール等を24時間体制で実施

7 震災関連犯罪等の状況と対策（4月28日午前7時現在）

- ・ 空き巣等の110番通報件数 53件
空き巣等の認知件数 25件、検挙件数 1件
→ 被災地のパトロール強化等
- ・ 震災に便乗した詐欺等の認知件数 1件、検挙件数 1件
※不審電話9件
- ・ インターネット上での流言飛語
→ 正確な情報提供

1 監察実施項目

厳正にして合理的な許可等事務の推進状況

2 監察実施結果

(1) 許可等事務改善計画に盛り込まれた施策等の推進状況

- 許可等事務の重要性についての理解が進んでいる状況が確認されたが、持続的に定着を図っていくことが必要。特に、本部・署の幹部が、許可等事務に積極的に目を向け、担当者の業務負担等を把握し、組織的に責任をもって業務を遂行すべきことを改めて周知する予定。
- 仕組みの見直し、組織改正等により、適正化と合理化の観点から許可等事務の管理及び運用を改善する諸施策を進めている。
- 署受付・本部審査方式は、適正な審査業務の推進と警察署業務の負担減に資するものとして導入が進んでいる。
- 許可等事務に精通した人材育成のため、本部許可等事務担当室の設置や積極的な賞揚等が有益である。
- 非常勤職員等の活用については、許可等事務の推進に当たって有効と認められたことから、今後、好事例として周知する予定。
- 許可等事務管理システムを導入した道府県警察では、効率的な業務管理が可能となっていたことを踏まえ、今後、未導入の都県警察に対して、システム導入の好事例を周知する予定。

(2) 各処理段階の許可等事務の適正化及び合理化の推進状況

- 対象業者数が多い古物商への立入調査については、人員確保に苦勞している状況がみられたことから、今後、重点的かつ計画的な実施の在り方について検討していく予定。